

国土交通省のガイドラインに沿った「建設業の働き方改革強化」に取り組む内容となっており、働き方改革を推進していくためのカギとなっている工期、「適正な工期設定」が行われるよう、施策が打ち出されています。

■ 時間外労働規制の適用への対応

(1) 週休2日を標準とした取組への移行

- ・ 共通仕様書等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ・ 柔軟な休日確保のため、令和6年度以降の月単位での週休2日の実現を目指し検討

(2) 工期設定のさらなる適正化

- ・ 天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正

(3) 時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

- ・ 朝礼や準備体操、後片付け等は一日の就業時間に含まれるものであり、実態を標準歩掛等に反映
- ・ 資材基地からの移動時間を考慮した積算にするための方法を検討

(4) 熱中症対策の充実

- ・ 猛暑日を考慮した工期設定となるよう、工期設定指針を改定
- ・ 見込み以上に猛暑日があり作業を休止せざるを得なかった場合は、工期延長日数に応じて精算

■ 改定工種概要

<工事>

・ ICT施工における積算基準

⇒3次元出来形管理、3次元データ納品等の経費について、より実態に即した積算となるよう、補正係数により算出される金額と見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする

・ 土木工事標準歩掛

⇒新規制定【3工種】

⇒日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【7工種】

⇒廃止工種【5工種】

・ 施工パッケージ型積算関係

⇒新規制定【3工種】

⇒日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【2工種】

⇒廃止工種【6工種】

・ 鋼橋製作工関係

⇒鋼橋製作工の歩掛、副資材費について改定

⇒桁輸送費について改定

・ 電気通信工事

⇒歩掛改定【1工種】

<業務>

・ 設計業務等標準歩掛

⇒土木設計業務 橋梁予備設計の改定【3項目】

⇒土木設計業務 橋梁詳細設計の改定【4項目】

⇒調査、計画業務 橋梁定期点検業務の改定【2項目】

詳細につきましては、下記【参考リンク】よりご確認ください。

【参考リンク】

令和5年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定”
～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～”

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000944.html

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）の改定概要（令和5年2月）

<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>

国土交通省 設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）“令和5年度”

http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_sekisan.html